**能登町保健事業実施計画（データヘルス計画）～概要①～**

１．データヘルス計画基本的事項　　　　　　　　　　　　　　　　 計画P1

　日本再興戦略（H25年6月閣議決定）において、「すべての健康保険組合に、レセプト等データ分析に基づく健康保持増進の事業計画（データヘルス計画）の作成・公表・事業実施・評価等の取り組みを求めるとともに、市町村国保も同様の取り組みを推進する。」

H26年4月「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部改正」にて、保険者は健康・医療情報(＊)を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行う。

能登町においては、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとする。

 ＊国保データベース（KDB）システム　診療報酬明細書、介護給付費明細書（レセプト）、特定健康診査情報等の突合　H26年度から稼働

２．データヘルス計画の位置づけ 計画P3

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | データヘルス計画 | 第2期特定健康診査等実施計画 | 健康能登町21（第2次） |
| 法律 | 国民健康保険法 第82条 | 高齢者の医療の確保に関する法律 第19条 | 健康増進法第8条,第9条 |
| 担当 | 厚生労働省　保険局 | 厚生労働省　保険局 | 厚生労働省　健康局 |
| 基本的な考え方 | 　生活習慣病対策をはじめとして、被保険者の自主的な健康増進及び疾病予防の取り組みを、効果的かつ効率的に保健事業を展開。医療費の適正化及び保険者の財政基盤強化を図る。 | 糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、重症化や合併症の発症を抑え入院患者を減らすことで生活の質及び向上を図りながら医療費の伸びを抑制。メタボリックシンドロームに着目し特定保健指導者を抽出。 | 健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けて、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会保障制度が維持可能となるよう、生活習慣の改善及び社会環境の整備に取り組む事を目標。 |
| 対象 | 被保険者全員 | 被保険者40歳から74歳 | 町民全員（乳幼児期・青壮年期・高齢期） |

３．データヘルス計画の期間 計画P4

関係する計画との整合性を図るため計画期間は平成29年度までの3年間とする

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ２６年度 | ２７年度 | ２８年度 | ２９年度 | ３０年度 |

策 定　　　　　　　　　　データヘルス計画（H27～H29）　　　　 第2期

 第2期特定健康診査等実施計画（H25～H29） 第3期

健康能登町２１（第2次）（H25～H34）※H29年度に見直し

４．保健事業のPDCAサイクル 計画P4

**計画 (Plan)**

**◎データ分析** 計画P5～P9

　・地域の特性を把握

　　能登町の現状、国民健康保険の現状

　　医療・介護・死亡の状況

**◎健康課題の明確化** 計画P9～P18

　・医療の分析

　・介護の分析

　・健診の分析

　　　健診未受診者、重症化予防対象者の状況

**◎目標の設定** 計画P19～P21

　・健康格差（疾病・障害・死亡）の縮小

　・これまでの取り組み

　・成果目標

　　　中長期的・短期的な目標の設定

**◎計画の見直し**

計画P34

**◎評価方法の設定** 計画P29～P34

**◎保健事業の実施** 計画P22～P28

**改善**

**(Action)**

**評価 (Check)**

**実施 (Do)**